

Q & A 集



令和4年度版

Q1 「浜中町ファミリー・サポート・センター」と会員の関係は、どのように考えたらよいですか？

A1 会員はセンターの構成員であり、センターは会員間で行う相互援助活動の調整を行うものです。つまり、センターと会員の間には形式的にも実質的にも雇用・労働関係はありません。したがって、センターと会員の間では、雇用・労働を関係を前提とする労働基準法その他の労働関係諸法規は適用されず、また労災保険などの労働保険関係も成立しません。

Q2 依頼会員と提供会員の関係はどうですか？

A2 会員相互の信頼関係と責任の基に、地域における支えあい活動です。時間や決まりごとを守り、活動を通して知り得た個人的な情報は他に漏らさないでください。また、トラブルや事故を避けるため、当事者間で十分な打ち合わせを行ってください。

Q3 登録料や年会費は必要ですか？

A3 不要です。保険料も町が負担します。

Q4 友達同士で会員になって預けあうことは可能ですか？

A4 可能です。先行市町村ではママ友同士で会員になり、お互いの子を預けあう方もたくさんいます。ただし、その場合でも預かるためにはサポート会員になるための研修の受講が必要です。

Q5 祖父母がサポート会員として孫を預かるることは可能ですか？

A5 認められません。当事業は、かつて血縁関係等で対応してきた子どもの世話を、核家族化が進むなど様々な理由で希薄になった現在、これを代替えするものとして創設された地域における相互援助活動です。したがって、たまたま祖父母と娘息子の両者が会員であったとしても、祖父母がサポート会員として孫を預かるることはできず、会員としての援助活動とは言えません。当然、保険の対象にもなりません。血縁関係にある子どもをファミサポ活動として預かることはできません。具体的には子どもからみて「3親等」までの血縁者は認められません。

Q6 活動報酬は確定申告が必要ですか？

A6 援助活動で支払われた利用料（報酬）は、税制上では雑所得となります。給与所得者は、雑所得が20万円を越えると確定申告（年末調整）の対象となります。援助活動の報酬以外他に所得がない場合は、報酬額から経費を差し引いた額が38万円（基礎控除）を越

えないときは、確定申告（年末調整）は必要ありません。詳しくは税務署もしくは税務課におたずねください。

Q7 サポート会員の自家用車で、依頼会員の子を送迎する場合、運送業法上の問題はないのでしょうか？

A7 平成22年9月16日に厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長補佐からの事務連絡の中で「ファミサポにおける車での送迎活動は、子どもを預かる預かり行為の一連の動作のなかに含まれており、いわゆる「白タク」にはあたらない」との見解が示されています。つまり、わかりやすく解釈すると、「車の中で子どもを預かっている」という考え方になります。したがって、運送業法上の問題はありません。

Q8 送迎は自転車で行ってもよいですか？

A8 自転車やバイクは荒天時や様々な危険を伴うため、送迎手段は徒歩か車に限らせていただきます。

Q9 習い事に迎えに行った後、子どもの自宅には大人がいない時間帯なので、隣の家に住むおばさんに引き渡して欲しいと依頼されました。可能ですか？

A9 了承が得られているなら可能です。

Q10 車の運転に自信がないので、送迎の時だけ、サポート会員ではない夫が運転してもよいですか？

A10 認められません。万が一、会員以外の方の行為により事故が起きた場合、保険が適用されません。ファミサポは信頼関係の上で成り立つ制度ですので、信頼関係を損ねるような行為は絶対にしないでください。

Q11 子どもの薬をサポート会員さんにお願いして飲ませてもらうことは可能ですか？

A11 保護者ではない人間が投薬することは、薬事法違反のためいかなる理由でもできません。塗り薬については、依頼会員から預かったものに限り塗布可能です。

Q12 依頼会員の自宅にサポート会員さんに来てもらって子どもを見てくれるることは可能ですか？

A12 両会員さんの間で協議了承があれば問題ありません。ただし後々トラブルにならないようお互い慎重に判断してください。